農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案要綱

#### 第一 目的

この法律は、 土地、 水、 バイオマスその他の再生可能 エネ ルギー 電 気の発電 のために活用することがで

きる資 (源が農・ 山漁村に豊富に存在することに鑑 み、 農山漁村にお į١ て農林漁業の 健全な発展と調 和 のとれ

た再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、 農山漁村の活性化を図ると

ともに、 エネルギーの供給源 の多様化に資することを目的とすること。

(第一条関係)

### 第二 基本理念

Щ 漁 村 における再生可 能 エネ ルギー 電気 への発電 の促進 には、 市 町村、 再生可能 エネルギー 電 気 0) 発電

を行う事業者、 農林漁業者及びその組織する団体その他の地域 の関係者の相互の密接な連携の下に、 当

該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、 行われなければならないものとすること。

農 山漁村における再生可 能 エネルギー電気の発電 の促進に当たっては、 食料 石の供給、 国 王の 保全その

他 の農林漁業の 有する機能 の重要性 に鑑 み、 地 域  $\mathcal{O}$ 農林漁業の健全な発展に必要な農林地 並 び に 漁港 及

びその周辺 の水域の確保を図るため、 これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の 発電 っ た

8  $\mathcal{O}$ 利用との調整が適正に行われなければならないものとすること。

第三 定義

再 生可 能 エネル ギー -電気」 とは 再生可能 エ ネル ギー発電設備を用い て太陽光、 風力、 水力、 地 バ

イ 才 7 スその 他主務省令で定める再生可 能工 ネ ル ギー 源を変換して得ら れる電気をいうこと、 再 生可 能

工 ネ ル ギ j 発電設備」とは再生可能 エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいうことその

他この 法律において使用する用語について必要な定義規定を設けること。

(第三条関係)

第四 基本方針

主 務大臣 は 農林漁業 の健全な発展と調 和 のとれた再生可 能 エネルギ ] 宝気  $\mathcal{O}$ 発電 の促進による農 Ш

漁村 の活性化に関する基本的な方針 (以下「基本方針」という。) を定めるものとすること。

基本方針においては、 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギ 一電気の発電 の促 進に

よる農山 漁村 の活性化の意義及び目標に関する事項、 農林漁業の健全な発展と調 和  $\mathcal{O}$ とれ た再 生 可 能 エ

ネルギ Ì 電 気  $\mathcal{O}$ 発電  $\overline{\mathcal{O}}$ 促進  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 施 策に関する基本 的 事 項、 農林地 並 び に漁港及びその 周 辺  $\mathcal{O}$ 水 域  $\mathcal{O}$ 

農林 漁業上の 利用と再生可能 エネルギー 電気の発電 のための利用との 調整に関する基本的事項、 再生可

能 エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的

項 等 を定めるものとすること。

(第四条関係

#### 第五 基 本 計 画

市 町 村 は、 基本方針 に基づき、 当 該· 市 町 村  $\mathcal{O}$ 区域における農林漁業の 健全な発展と調 和 のとれ た 再 生

可 能 エネルギ 一電気の発電 の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画 (以 下 「基本計 画 لح

いう。 を作成することができるものとすること。

基本計 画に お ζì ては、 次に掲げる事項を定めるものとすること。

化に関する方針

(-)

農林

漁業

 $\mathcal{O}$ 

健

全な発展と調

和

のとれ

た再生可能

エネルギー

電

気

 $\mathcal{O}$ 

発電の

促進による農山漁村

の活性

(\_\_) 再生可能エネルギ 一発電設備の整備を促進する区域

 $(\Xi)$ 二に掲げる区域において整備する再生可 能 工 ーネルギ 発電設備  $\mathcal{O}$ 種 類及び 規模

(四) 再生 一可 能 工 ネル ギ 発電 設備  $\mathcal{O}$ 整 備 と併せて農林地  $\mathcal{O}$ 農林業上  $\mathcal{O}$ 効率的 カ 0 総合的 な利 用  $\mathcal{O}$ 確 保 を

义 る区域を定める場合にあっては、 その 区域及び当該区域に おいて実施する農林地 の農林業 上  $\mathcal{O}$ 効率

的かつ総合的な利用の確保に関する事項

(五) (四に掲げる事項のほか、 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発

展に資する取組に関する事項

 $\equiv$ 基本計画においては、二の一から五までに掲げる事項のほか、 自然環境の保全との調和その 他 1の農山

漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項その他主務省令で定める事 項

を定めるよう努めるものとすること。

兀 基本計画においては、 市町村が行う農林地所有権移転等促進事業 (再生可能エネルギー 発電設備又は

農林 -漁業関 連 を施設の )円滑 な整備及びこれらの用に供する土地 の周 辺 0 地域に お ける農林地 の農 林 業 Ē

効率的かつ総合的な利用の確保を図るため行う農林地等についての所有権の移転又は賃借権その 他 . の 権

利の設定若しくは移転 (以下「所有権の移転等」という。) を促進する事業をいう。 以下同じ。) に関

する事項を定めることができるものとすること。

五. 二の二に掲げる区域は、 地域 の農林漁業の健全な発展に必要な農林地 並びに漁港及びその 周 辺 の水域

の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産省令で定める基準に従い、 定めるものとするこ

六 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、 当該整備を行おうとする地域をその区域に

含む 市 町 村に対し、 基本計 画 の作成についての提案をすることができるものとすること。

七 市 町村は、 基本 計 画を作成しようとする場合において、 第六の一の協 議会が 組織されているときは、

当該基本計画に定める事項について当該協議会における協議をしなければならないものとすること。

(第五条関係)

### 第六 協議会

基 本計画を作成しようとする市 町村は、 基本計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協 議

を行うため、 当該市町村、 当該市町村の区域内において再生可能エネルギー発電設備 の整備を行おうと

する者並びに当該市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、 関係住民、 学識経験者その

他 1の当該. 市 町村が必要と認める者を構成員とする協議会を組織することができるものとすること。

協議会に お 1 て協議が調 った事項については、 協議会の構成員は、 その協議の結果を尊重しなければ

ならないものとすること。

(第六条関係)

第七 設備整備計画の認定等

再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、 当該整備に関する計画 (以 下 「設備整備 計

画 という。)を作成し、 基本計画を作成した市町 村 ( 以 下 「計画作成市町村」 という。  $\mathcal{O}$ 認定を申

請することができるものとすること。

設備整備計画においては、 次に掲げる事項を記載しなければならないものとすること。

エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能

エネルギー

発電設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間

(-)

整備をしようとする再生可能

(\_\_) (一)の再生 可 能 エ ネルギー 発電 設 備  $\mathcal{O}$ 整 備と併せて行う農林地 の農林業上  $\overline{\mathcal{O}}$ 効率的 か つ総合的 な利 用

 $\mathcal{O}$ 確保、 農林漁業関連施 設 の整 備 農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、 農林水産物 の生 産 文は

加 工に伴 *\*\ 副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取 組  $\mathcal{O}$ 

内容

(三) (一) の 再 生 可 能 エ ネルギー発電設備又は二の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、 地番、 地目

及び面積又は水域の範囲

- (四) 一の整備及び二の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- (五) その 他農林水産省令・環境省令で定める事項
- 計 画作 成 芾 町村は、 の申請に係る設備整備計画 が基本計画に適合するものであること等の要件に該

当するものであると認めるときは、 その認定をするものとすること。

匹

認定を受けた設備整備計画の変更及び認定

認定設備整備計画」 という。) の認定の取消しについて規定すること。 (第七条及び第八条関係

(変更の認定等を含む。)

を受けた設備整備計画

(以下「

#### 第八 農地法 0 特例

第七 の三の認定を受けた者 (以 下 「認定設備整備者」 という。 が認定設備整備計画に従 って農地

農地以外のものにする場合には、 農地法第四条第一項の許可があったものとみなすものとすること。

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って農用地を農用地以外のものにするため当該農用地につい

て所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、 農地法第五条第一項の許 可が あった

ものとみなすものとすること。

(第九条関係

第九 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って集約酪農地域の区域内にある草地において行う行為につい

ては、 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第九条の規定は、 適用しないものとすること。

(第十条関係)

## 第十 森林法の特例

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って民有林において森林法第十条の二第一項の許可を受けな

ければならない行為を行う場合には、 当該許可があったものとみなすものとすること。

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って保安林において森林法第三十四条第一項又は第二項の許

可を受けなければならない行為を行う場合には、 これらの許可があったものとみなすものとすること。

(第十一条関係)

# 第十一 漁港漁場整備法の特例

認定設備整備者が認定設備整備計 画に従って漁港の区域内の水域又は公共空地において漁港漁場整備法

第三十九条第一 項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、 当該許可があったものとみなすも

のとすること。

(第十二条関係)

## 第十二 海岸法の特例

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って海岸保全区域 (海岸法第四十条第一項第二号及び第三号に

規定するものに限る。 内において海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならない

行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなすものとすること。

(第十三条関係)

# 第十三 自然公園法の特例

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において自然公園法第二

十条第三項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、 当該許可があったものとみなすものと

すること。

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において行う行為につい

ては、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、 適用しないものとすること。

(第十四条関係)

# 第十四 温泉法の特例

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなけ

ればならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなすものとすること。

(第十五条関係)

第十五 所有権移転等促進計画の作成等

計 画作成市 一町村は、 農林地 所有権 移転等促進事業を行おうとするときは、 農業委員会の決定を経て、

所有権移転等促進計画を定めるものとすること。

(第十六条第一項関係)

所有権移転等促進計画は、 次に掲げる要件その他の一定の要件に該当するものでなければならないも

のとすること。

所有権の移転等を受ける者及び当該土地について所有権、 賃借権その他の権利を有する者の全ての

同意が得られていること。

(\_\_\_) 土地 の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、 都市計画その他の土地利用に関する計

画に適合すると認められること。

(三) 所有権移転等促進計画 の内 . 容が、 認定設備整備 計 画に記載された再生可能 にエネル ギー - 発電 設 備 等の

用 に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するよ

うに定められていること。

(第十六条第三項関係)

三 計 画作成市町村は、 所有権移転等促進計画を定めたときは、 遅滞なく、その旨を公告しなければなら

ないものとし、 当該公告があったときは、 当該所有権移転等促進計 画 の定めるところによって所有権

移転 又は賃借権その他の権利が設定され、 若しくは移転するものとすること。

(第十七条及び第十八条関係)

兀 三の公告があった所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法の特例

を定めることができるものとすること。

第十九条関係

第十六 援助

国及び都道府県は、 市町村に対し、 基本計画の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供

、助言その他の援助を行うよう努めるものとすること。

(第二十条関係)

第十七 指導及び助言

計 画 作成 市 町 村は、 認定設備整備者に対し、 認定設備整備計画に従って行われる第七の二の一の整備及

び第七の二の二の取組の適確な実施に関し必要な指導及び助言を行うものとすること。

(第二十一条関係)

第十八 主務大臣等

主務大臣、 権限の委任及び事務の区分について規定すること。(第二十二条から第二十四条まで関係)

第十九 附則

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づ

いて必要な措置を講ずるものとすること。

(附則第二条関係)

その他この法律の施行に関し、 関係法律の規定の整備を行うものとすること。